

議案第71号

一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

加西市長 西村 和平

一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「前項の規定により職員」の右に「（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に係る当該年齢に達した日の直後の4月1日以後の前項の規定による昇給は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

附則に次の2項を加える。

12 当分の間、55歳を超える職員で行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が7級以上である者については、第17条第2項中「3号給」とあるのは「2号給」とし、同条第3項の規定は適用しない。

13 第17条第4項中「その属する職務の級における最高の号給」とあるのは、「次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号給」に読み替える。

職務の級の区分	号給
1級から4級まで	その属する職務の級における最高の号給
5級	93号給
6級	85号給
7級	77号給
8級	61号給

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年加西市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「（規則で定める職員を除く。）には」の右に「、平成26年3月31日までの間」を加える。

附則第8項及び第9項中「当該職員には」の右に「、平成26年3月31日までの間」を加える。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(審議資料)

平成 18 年度給与制度改革に伴う経過措置の廃止及び 50 歳台後半層の職員にかかる給与水準の抑制について、国の改正に準じ、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・ 55 歳を超える職員の昇給について、現行の 2 分の 1 抑制措置を平成 26 年 1 月 1 日以降は標準の勤務成績では昇給停止とし、併せて、平成 18 年度給与制度改革時の職員在職実態を踏まえて増設した号給へは昇給しないよう抑制措置を講じる（第 1 条関係）。
- ・ 平成 18 年度給与制度改革に伴う現給保障措置について、人事院勧告等に基づき平成 26 年 4 月 1 日から廃止する（第 2 条関係）。